

新株予約権と 株主総会特別決議

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 21

【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、同年 7 月 26 日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

この会社法の下では、新株予約権を用いたストック・オプションは多様化すると一般に考えられている。

それに伴い、有利発行とならず、株主総会の特別決議が不要となる場合も出てくると考えられている。

1. ストック・オプション

現行商法においても、5 月から施行される予定の会社法（注 1）でも、「ストック・オプション」の定義は規定していない（注 2）。

新株予約権に関連して、「ストック・オプション」という言葉が使われる際には、一般に、取締役や従業員などに対して、報酬として、新株予約権を付与することを指しているようである。

以下、**上場会社の新株予約権を用いた「ストック・オプション」**を前提とし、**株主総会の特別決議（有利発行規制の一環としての特別決議）が必要か否か**につき、現行商法、会社法の規制をみていく。

（注 1）法務省が 3 月 10 日に行った「『会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案』に関する意見募集」において公表された、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案の概要」の中で、会社法の施行日の予定が、5 月 1 日であることが示されている。法務省の以下の HP 参照。

http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI67/pub_minji67.html

（注 2）平成 17 年（2005 年）12 月 27 日、ASBJ（企業会計基準委員会）が公表した、「ストック・オプションに関する会計基準」が規定する「ストック・オプション」の定義に注意。また、以下レポート参照。

・「ストック・オプションの新会計基準公表 ～新基準・適用指針の概略～」（吉井一洋、2005.12.29 作成）

2 . 現行商法 ~ 株主総会の特別決議は必要

現行商法の下で、新株予約権を利用した「ストック・オプション」を付与すると言う場合、通常、その対価は無償（もしくは著しく低額）とされる。

そして、一般に、無償（もしくは著しく低額）で新株予約権を発行する場合には、いわゆる有利発行となり、株主総会の特別決議が必要とされている。

それゆえ、一般に、上場会社が新株予約権を利用した「ストック・オプション」を付与しようとする場合、いわゆる有利発行となり、株主総会の特別決議が必要とされている。

3 . 会社法 ~ 株主総会の特別決議、不要の場合も

葉玉匡美（法務省民事局付検事）編著の「新・会社法 100 問」（ダイヤモンド社）の 327 ページには、次のように記載されている。

1 ストックオプションの付与とは、会社が役員や従業員等に、職務執行の対価として、株式を受ける権利を付与することをいう。

会社法では、旧商法〔筆者注：現行商法のこと〕よりも、ストックオプションの付与方法が多様化しており、主として、

払込金額を新株予約権の公正価額と同額に定めた上で、払込期日を定めずに（238 条 1 項 5 号参照〔筆者注：この引用文では会社法の条文を指している。以下同じ。〕）、新株予約権を発行して、その行使期間（236 条 1 項 4 号）の初日の前日までに、払込義務と役員ของบริษัทへの報酬請求権を相殺する（246 条 2 項）方法

払込金額を新株予約権の公正価額よりも低額に定めた上で、払込期日を定めずに、新株予約権を発行し、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役員ของบริษัทへの報酬請求権を相殺する方法

払込みを要しないこととして（238 条 1 項 2 号）、新株予約権を発行する方法

の 3 種類が考えられる。

その上で、同書の 329 ~ 330 ページでは、上記の ~ の方法において、株主総会の特別決議（有利発行規制の一環としての特別決議）が不要となる場合があると記載されている。

そこでの株主総会の特別決議（有利発行規制の一環としての特別決議）が不要となる場合があるという記載を、筆者なりに表現すれば、次のようになる。

< の場合 >

払込義務と役員への会社への報酬請求権との相殺という形を取っているが、このような相殺が認められることは会社法 246 条 2 項で明記されているので、新株予約権の公正価額と同額の金銭が払い込まれたのと同様と考えられる。それゆえ、**新株予約権の公正価額での発行に過ぎず**、有利発行とはならないので、株主総会の特別決議（有利発行規制の一環としての特別決議）が不要となる。

< と の場合 >

会社法では、**新株予約権の発行時に払込みがない（もしくは、払込みを要する際にも低額である）場合にも、特に有利と言えず、有利発行規制が及ばない場合があることが明記された**（会社法 238 条 3 項等）^{（注3）}。それゆえ、新株予約権の発行時に払込みがない（もしくは、払込みを要する際にも低額である）場合にも、有利発行とはならず、**株主総会の特別決議（有利発行規制の一環としての特別決議）が不要となる場合がある**とされる。例えば、「適正な報酬額と実際に受け取る低額の報酬額との差額（報酬割引分）が、新株予約権の公正価額と同額であれば、発行時に無償であっても『特に有利な条件』とはいえないので、株主総会の特別決議は不要である」^{（注4）}としている。

これらを簡略化していうと、次のように言えよう。

新株予約権を用いたストック・オプションは、会社法の規定が整備された関係で、今までよりもいろいろな形式が可能と考えられるようになった^{（注5）}。それにともない、**一見払込みがないような形式でも、有利発行とならない**（有利発行規制の一環としての特別決議が不要となる）**場合が考えられようになった。**

なお、取締役の報酬等に係る規制（**会社法 361 条**）には**注意**が必要である。この規制により取締役に新株予約権を用いたストック・オプションを付与する場合、株主総会の普通決議が必要となる場合がある^{（注6）}。

（注 3）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（6） 新株予約権」（旬刊商事法務 No.1742〔2005.9.15〕の 17～27 ページ。特に 18 ページ）参照。

（注 4）実際には、具体的にどのような場合がこのように言えるのか、の判断が難しいのではないかと筆者は考える。

（注 5）「新株予約権を用いたストック・オプションのとらえ方が、現行商法と会社法では変わった」という言い方もできよう。

（注 6）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（8） 株主総会以外の機関〔上〕」（旬刊商事法務 No.1744〔2005.10.5〕の 87～104 ページ。特に 102 ページ）参照。